

設計・施工一括発注方式実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、小坂町が発注する建設工事について、設計・施工一括発注方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、設計・施工一括発注方式とは、設計・施工分離の原則の例外として、建設工事の入札前に設計提案、施工方法及び詳細設計等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、技術提案が発注者の事前審査で承認された場合、その技術提案を基に入札する方式で、次のものをいう。

- (1) 概略の仕様や基本的な性能・設計に基づき、設計と施工を一体として発注するもの（以下「性能発注方式」という。）。
- (2) 基本設計に基づき、詳細設計と施工を一体として発注するもの（以下「詳細設計方式」という。）。

(対象工事)

第3条 設計・施工一括発注方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札、条件付き一般競争入札及び指名競争入札に付す工事で、次に該当するものとする。

- (1) 性能発注方式については、高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間における施工技術の開発が著しい工事で、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより、個々の業者が有する特別な設計・施工技術を一括して活用することが適当なものである。
- (2) 詳細設計方式については、メーカーや施工業者が設計技術を有するもので、施工業者が保有する機器材等により施工方法等が異なるため、これらを踏まえた詳細設計を行うことが効率的と考えられるもの。

(工事の選定等)

第4条 工事の選定及び技術提案を求める範囲の決定は、入札審査会が行うものとする。
この場合において、契約担当者は、あらかじめ技術提案を求める範囲に関して、小坂町技術評価委員会（以下「技術評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(提案の募集)

第5条 提案の募集にあたっては、入札説明書等に次の事項を明示することにより行うものとする。

- (1) 当該入札説明書等に係る工事が、設計・施工一括発注方式の対象工事であること。
- (2) 発注者が示した仕様・性能及び設計等についての図面及び仕様書等の内容に基づき、工事施工に必要な実施設計及び施工方法等についての技術提案を求めること。
- (3) 技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合があること。
- (4) 技術提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。
- (5) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計及び工事に関する請負業者の責任が軽減されるものではないこと。

(技術提案書の提出)

第6条 入札参加者は、契約担当者が技術提案を行う場合、内容を明示した技術提案書(様式第1号から第7号)を提出するものとする。

2 前項の規定により提出された技術提案書は、次により取り扱うものとする。

(1) 技術提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 技術提案書の返却及び公表は行わないものとする。

(3) 技術提案書の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。

(提案の審査等)

第7条 技術提案の審査及び採否の決定は、指名審査会が行うものとする。この場合において、契約担当者は、あらかじめ技術提案の評価に関して、技術評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 審査にあたっては、設計案及び施工方法案等に基づいて、工事目的物の機能・品質の確保を前提とした施工の確実性及び安全性等の評価するものとする。また、必要に応じて、提案者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

(提案者等に対する採否の通知等)

第8条 契約担当者は、技術提案の採否について、提案者(条件付き一般競争入札に付する工事にあっては落札者)に対して、技術提案の採否通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 前項の場合、技術提案が適正と認められなかった者に対しては、採用しない理由を付記して通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年要綱第49号)

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則(令和6年要綱第14号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1号)

設計・施工一括発注方式技術提案書

年 月 日

契約担当者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付けで指名のありました 工事について、次の書類を添えて提出します。

記

1 工事番号

2 工事名

3 提出書類名

- (1) 同種工事の施工実績（様式第2号）
- (2) 設計技術者の資格等（様式第3号）
- (3) 配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式第4号）
- (4) 技術提案の比較検討書（様式第5号）
- (5) 技術提案内容書（様式第6号）
- (6) 技術提案の取り扱いに関する事項（様式第7号）

（様式第2号）

同 種 工 事 の 施 工 実 績

会社名 _____

競争参加資格 (発注者が付した条件)			
工 事 名 称 等	工 事 名 等		
	発注機関名		
	施 工 場 所	県 市 地内	
	契 約 金 額	千 円 (最終金額・税込)	
	工 期	年 月 ～ 年 月	
	受注形態等	単体又は J V (出資比率 %)	
工 事 概 要	構 造 形 式		
	規 模 ・ 寸 法		
	使用機材・数量		
	設 計 条 件		
	そ の 他		

【記載上の注意】

- (1) 同種工事の実績について、契約書の写し及び内容が確認できる資料を添付すること。
- (2) J Vで施工した工事については、出資比率20%以上の場合のみ施工実績として認めるので、協定書の写しを添付すること。

(様式第3号)

設 計 技 術 者 の 資 格 等

会社名

設計技術者の条件 (発注者が付した条件)	管理技術者：
	照査技術者：

管理技術者氏名		生年月日	
資格・免許等		技術士又はRCCM（取得年月日及び登録番号、部門名）	
設計等の 経験の 概要	工事名等		
	発注機関名		
	施工場所		
	従事年月	従事役職	
	設計の概要		

照査技術者氏名		生年月日	
資格・免許等		技術士又はRCCM（取得年月日及び登録番号、部門名）	
設計等の 経験の 概要	工事名等		
	発注機関名		
	施工場所		
	実施年月	従事役職	
	設計の概要		

【記載上の注意】

- (1) 免許・資格等については、確認できる検定試験合格証明書等の写しを添付すること。
 (2) 技術者が複数いる場合は、同一様式を用いて記載すること。

(様式第4号)

配置予定技術者等の資格・工事経験等

会社名

配置技術者の条件 (発注者が付した条件)		
配置技術者の氏名		
法令等による資格・免許		・ 一級土木施工管理技士等 (取得年月日及び番号) ・ 監理技術者資格者証 (交付年月日及び交付番号) ・ 監理技術者講習修了証 (終了年月日及び修了証番号)
同種 工事 経験 の 概 要	工 事 名 等	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	千円 (最終金額・税込み)
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	

【記載上の注意】

- (1) 同種工事の経験については、従事時の役職内容が確認できる資料を添付すること。
- (2) 資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了書の写しを添付すること。なお、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した場合において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することで足りるものとする。
この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。
- (3) 健康保険被保険者証等の写しを添付すること。
- (4) 技術者が複数いる場合は、同一様式を用いて記載すること

(様式第5号)

技 術 提 案 の 比 較 検 討 書

会社名 _____

項 目		技 術 提 案	比 較 案 (1)	比 較 案 (2)
提 案 の 概 要				
比 較 概 要	施 工 方 法			
	安 全 性			
	経 済 性			
	そ の 他			
	総 合 評 価			

技 術 提 案 内 容 書

会社名

(1) についての技術的所見

【記載上の注意】

- (1) 工法の説明、安定計算等において参考となる文献等があれば明記する。
- (2) 提案内容が解る概略の資料、図面等を添付すること。
- (3) 必要に応じ、概略の設計説明書等を添付すること。

技術提案の取り扱いに関する事項

会社名

番 号	項目内容
-----	------

(1) 工業所有権を含む技術提案である場合、その取り扱いに関する事項

(2) 技術提案が採用された場合に留意すべき事項

(3) その他

(様式第 8 号)

設計・施工一括発注方式に係る技術提案の採否通知書

番 号

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 様

契約担当者

年 月 日付けで提出された 工事に係る技術提案に対する審査
結果について、下記のとおり通知します。

記

1 工事番号

2 工 事 名

3 審査結果

採用することができる。

採用することができない。

4 採用することができない理由